

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	計画変更命令
概要	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設の設置又は構造等変更届出があった場合において、排水水の汚染状態が排水基準に適合しないと認められるとき、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出に係る届出施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。
根拠法令等及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第55条
処分基準	大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定する届出施設の設置又は構造等変更届出があった場合において、排水水の汚染状態が当該届出事業場の排水口においてその排水水に係る排水基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例第50条第1項の排水基準）に適合しないと認めるとき。 大阪府生活環境の保全等に関する条例第50条第1項の排水基準とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年10月26日規則第81号）第27条のとおり。 大阪府例規集（ http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html ）参照
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	

【建設一条不-23】 処分基準中の別紙

○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（排水基準）

第五十条 排出水に係る排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。

（届出施設の設置の届出）

第五十二条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、届出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 届出施設の種類
 - 四 届出施設の構造
 - 五 届出施設の使用の方法
 - 六 汚水等の処理の方法
 - 七 排出水の汚染状態及び量
 - 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- （平二五条例五三・一部改正）

（計画変更命令等）

第五十五条 知事は、第五十二条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該届出事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。第五十九条第一項、第六十一条第一項及び第六十三条第二項において同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第五十条第一項の排出水に係る排水基準をいう。以下「排水基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五十二条の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

（排水基準）

第二十七条 条例第五十条第一項の規則で定める排水基準は、別表第十三に掲げるとおりとする。